

善 監 委 第 2 9 号

平成30年8月23日

善通寺市長 平 岡 政 典 様

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 林 野 忠 弘

平成29年度決算に基づく健全化判断比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、平成30年8月3日付け30善市第1859号で審査に付された標題の件について、別紙のとおり意見を提出する。

平成 29 年度善通寺市健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の対象

平成 29 年度決算に基づく実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 30 年 8 月 6 日から 8 月 10 日まで

第 3 審査の方法

この審査は，市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果及び意見

(1) 結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基準となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査に付された健全化判断比率は，次のとおりである。

(単位：％)

健全化判断比率	平成 29 年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	— (-9.56)	13.79
② 連結実質赤字比率	— (-27.69)	18.79
③ 実質公債費比率	5.0	25.0
④ 将来負担比率	— (-31.9)	350.0

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合，将来負担比率が算定されない場合，各比率を「—」と表示している。

(2) 意見

全ての比率は、早期健全化基準を下回っている。

今後、厳しい地方財政の状況を踏まえ、引き続き効率的な財政運営に努められたい。

なお、次の点について個別意見を述べる。

- ① 実質公債費比率は、健全化判断比率の報告が始まった平成 19 年度以来減少を続け、前年度が 5.5、当年度が 5.0 となっており、一段と地方債の償還及び債務負担行為の健全化がなされている。
- ② 将来負担比率は、健全化判断比率の報告が始まった平成 19 年度以来減少を続け、平成 25 年度よりマイナスとなり、前年度が-30.4、当年度が-31.9 であり、土地開発公社、事務組合等を含めた地方債の償還、債務負担行為等の健全化がなされている。
- ③ 土地開発公社において、市の要請により先行取得した土地が 2 件あり、10 年以上になる。その 1 つの「多目的広場」の用地については、現在事業がなされていないので、市は早い時期に買取りをされたい。

資料 財政指数の状況

- ① 実質赤字比率は、一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ &= \frac{-752,208 \text{ 千円}}{7,867,375 \text{ 千円}} \times 100 = -9.56\% \end{aligned}$$

一般会計の実質収支額は、7億5,220万8千円の黒字であり、実質赤字比率は負の値で表示されて－9.56%である。

- ② 連結実質赤字比率は、全会計（一般会計、特別会計及び企業会計）の実質収支と資金剰余額の合計が赤字の場合の標準財政規模に対する比率である。

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \\ &= \frac{-2,178,785 \text{ 千円}}{7,867,375 \text{ 千円}} \times 100 = -27.69\% \end{aligned}$$

全会計の実質収支額は、21億7,878万5千円の黒字であり、連結実質赤字比率は負の値で表示されて－27.69%である。

- ③ 実質公債費比率は、一般会計等（一部事務組合を含む。）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の最近3か年の平均値である。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \\ &\quad (\text{3か年平均}) \end{aligned}$$

平成 29 年度（単年度）

$$\begin{aligned} & \frac{1,466,679 - 1,141,669}{7,867,375 - 1,039,368} \times 100 = 4.75995\% \\ & \text{実質公債費比率} = \left. \begin{array}{l} \text{平成 27 年度} \quad 4.54581\% \\ \text{平成 28 年度} \quad 5.71019\% \\ \text{平成 29 年度} \quad 4.75995\% \end{array} \right\} 5.0\% \end{aligned}$$

実質公債費比率は 5.0% で、早期健全化基準の 25.0% を下回っている。

- ④ 将来負担比率は、一般会計等（一部事務組合、地方公社等を含む。）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \\ &= \frac{16,836,299 - 19,017,509}{7,867,375 - 1,039,368} \times 100 = -31.9\% \end{aligned}$$